

史跡高松城跡玉藻公園開園 70 周年記念事業業務委託仕様書

1. 委託業務名

史跡高松城跡玉藻公園開園 70 周年記念事業業務

2. 目的

史跡高松城跡玉藻公園（以下：「玉藻公園」という。）は、瀬戸内海の海水をお堀に引き込んだ日本三大水城として知られています。園内には国の重要文化財に指定される長櫓、月見櫓、水出御門、渡櫓、披雲閣があるほか、国の名勝に指定されている披雲閣の庭園もあります。また春は桜見物、植木市、秋は菊花展など多彩な催しも開催されており、高松市の有所ある観光スポットの一つです。

令和 7 年度には玉藻公園開園 70 周年記念を迎えるため、玉藻公園への更なる観光客の集客と教育の普及及び伝統文化の伝承を目的とした記念周年イベントを実施します。また照明演出による夜間観光の魅力向上により、夜間の玉藻公園への観光誘客を促進することで、宿泊需要の喚起や飲食を含めた滞在型観光の一層の推進を目的としています。

3. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 26 日まで

4. 委託限度額

8,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 委託業務内容

ア 史跡高松城跡玉藻開園 70 周年記念事業概要

① 事業概要

令和 7 年度に実施予定の史跡高松城跡玉藻公園開園 70 周年記念事業の一環として、玉藻公園への更なる観光客の集客と教育の普及及び伝統文化の伝承を目的としたイベントを実施するもの。また（公財）松平公益会も設立 100 周年を迎えるため、記念企画等も併せて開催するもの。

② 会期

2025 年 10 月 31 日（金）～同年 11 月 3 日（祝・月）

③ 場所

玉藻公園：香川県高松市玉藻町 2-1

④ 主催

高松市役所 創造都市推進局 文化・観光・スポーツ部
観光交流課 観光振興係

⑤ 共催

- ・香川県造園事業協同組合
- ・高松薪能実行委員会
- ・獅子舞王国さぬき実行委員会
- ・（公財）松平公益会

⑥ 事業内容

- ・玉藻公園及び被雲閣を会場とした光のイベントコンテンツ
- ・光のイベントコンテンツ等と合わせた音楽等のイベントコンテンツ
- ・史跡高松城跡玉藻開園70周年記念及び（公財）松平公益会設立100周年記念パネル展

イ 企画デザインの提案

玉藻公園の歴史的建造物への考慮及び、共催事業との相乗効果等が期待できるよう、以下の内容を踏まえて提案すること。

① 光のイベントコンテンツについて

- ・玉藻公園の内堀や庭園、桜御門、披雲閣等を会場とすること。
- ・来場者が楽しむことのできるコンテンツを提案すること。
- ・玉藻公園及び披雲閣ならではの魅力を活かし、他県の夜間イベントと差別化できるコンテンツとすること。

② 音楽イベント等について

- ・光のイベントコンテンツ及び同時開催の共催事業と親和性のある音楽等のイベントを企画すること。
- ・別紙1～3を確認し、他イベントを阻害しない期間及び場所のみ実施すること。

③ パネル展について

- ・披雲閣内に高松城天守再現の機運を高めるパネル展や（公財）松平公益会設立100周年記念パネル展を設営すること。パネルに関するデータ等については発注者と協議すること。
- ・光のイベントコンテンツや音楽等のイベントと合わせた演出であると良い。

④ その他追加提案

- ・会期中の誘客促進につながる取組事項があれば、予算内で提案すること。

ウ 設営・撤去・備品等の搬入出について

- ##### ① 搬入出日時については玉藻公園管理事務所と打ち合わせを行い、決定すること。
- 万が一、玉藻公園管理事務所が指定する使用時間を超えた場合に発生する時間外使用料については受注者が負担すること。

② 設営について

- ・設営に必要な観光素材等については受注者で手配すること。

※パネル展に関しては発注者と協議すること。

- ・最終的なレイアウトは、発注者と協議の上、決定すること。

エ その他

- ・会期中の玉藻公園入園料は無料とするため、委託料の中に入園料補填分（55

万円)を含めること。

※令和7年10月31日(金)～11月3日(月)の4日間

- ・販路基盤整備及びプロモーションのために、ポスターやフライヤーを作成すること。またSNSなどを使用して多角的にプロモーションを行うとなお良い。
- ・共催事業として令和7年10月31日(金)に開催される「レインブック とーく&LIVE」(主催:玉藻公園管理事務所)を阻害しないよう、関係団体と連絡を取り合いながら配慮すること。

※使用場所:披雲閣(蘇鉄の間)

※当日の夜間は音楽イベント開催不可。

- ・共催事業として令和7年11月2日に開催される薪能(主催:高松薪能実行委員会)を阻害しないよう、関係団体と連絡を取り合いながら配慮すること。

※使用場所:玉藻公園(桜の馬場)

※設営及び撤去のため、令和7年10月30日～11月3日まで使用不可。

※11月1、2日の披雲閣内(桐の間、桐の間横の控室、藤の間、調理場)は演者控室等として使用するため、使用不可。

- ・共催事業として令和7年11月1、2日に開催される「獅子舞王国さぬき」(主催:獅子舞王国さぬき実行委員会)を阻害しないよう、関係団体と連絡を取り合いながら配慮すること。

※使用場所:二の丸跡、旭門～桜御門にかけての通路、管理事務所前広場

玉藻公園北側公園、高松築港駅周辺広場 予定

※11月1、2日は各所で音響を使用しているため、音楽イベントの開催が困難と思われる。

- ・共催事業として令和7年11月3日に開催されるお茶会(主催:香川官休会)を阻害しないよう、関係団体と連絡を取り合いながら配慮すること。

※使用場所:披雲閣内(松の間、槇の間)

- ・当該事業のポスター等を作成し、効果的に宣伝広報を行うこと。また周知物は共催事業団体名を記載すること。
- ・事業内容(施工図面、電気配線等)の報告、許可申請、各種支払い等の手続きを不足なく行うこと。
- ・事業内容に関する機材等の設置及び運営にあたっては、国指定重要文化財である建造物に損害等が生じることがないように、適切に管理すること。また建造物の使用、機材の設置等の可否については玉藻公園管理事務局に適宜確認し、許可を得た上で事業を履行すること。
- ・共催事業の日程、事前準備日、場所等の詳細については別紙1～3を確認すること。なお、共催事業に内容については変更の可能性があるため、今後の詳細については共催事業関係団体と協議の上、調整すること。
- ・既存の照明設備(ライト、行灯)等の併用使用については可とするが、玉藻公園管理事務所に事前協議を行い、確認すること。

- ・電源の確保については、発電機で対応すること。

オ その他追加提案

本市の認知度向上や誘客促進につながる取組事項があれば、予算内で提案すること。

カ 安全確保・緊急事態等への対応

1. 安全の確保等に関する万全の措置（事故等の未然防止、万一の事態の発生時とりうる対応等を含む）を具体的かつ詳細に記載すること。
2. 事業実施にあたっては緊急事態に備えて、保険等への加入を含めたトラブルが発生した場合の問題に対処するため手順及び体制を構築しておくこと。

6. 実施体制及び報告書作成

(ア)実施体制

- ① 事業の進捗状況を適宜本市に報告する等、本市との連絡を密に行うこととし、本業務の進捗を管理する総括責任者を1名配置すること。ただし、専任である必要はない。
- ② 本業務の実施に関する担当者を1名以上配置すること。ただし、専任である必要はなく、総括責任者との兼務は妨げない。

(イ)報告書作成

受託者は、本業務完了後、速やかに業務の実施内容及び効果検証等をまとめた「業務実施報告書」を作成し、紙媒体で提出すること。

7. 留意事項

(ア)本業務により得られた成果は本市に帰属するものとする。

(イ)本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。

(ウ)本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。

(エ)本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て市に帰属するものとする。

(オ)受託者は、本市が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

(カ)成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解

決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

- (キ)本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (ク)本市は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (ケ)本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- (コ)本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め本市に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (サ)その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、本市と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (シ)委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。
- (ス)本業務は、本仕様書並びに諸関係法令を遵守し、本市の指示に従い、受託者は連絡を密にして業務も進捗を図らなければならない。
- (セ)業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (ソ)業務について、受託者の攻めに帰すべき事由により、本市または第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。